

<p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>二 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この号及び次号において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この号及び次号において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）</p> <p>二 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十一に掲げる措置次に掲げる取引</p> <p>イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び第三項の規定により読み替えて適用する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十三項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の規定が適用されない取引に限る。）</p> <p>〔ロ・ニ 略〕</p> <p>ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十一の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十三項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から令和元年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から令和二年八月三十一日までの間は「百五兆円」とする。</p> <p>（証拠金の預託等に係る経過措置）</p> <p>第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の十中、相手方に貸付又は預託（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とする。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>二 一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。以下この号及び次号において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この号及び次号において同じ。）に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の八の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからハまでに掲げる取引を除く。）</p> <p>二 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の九に掲げる措置次に掲げる取引</p> <p>イ 非清算店頭デリバティブ取引（施行日前に行われた取引及び第三項の規定により読み替えて適用する金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十二項の規定により金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の九の規定が適用されない取引に限る。）</p> <p>〔ロ・ニ 同上〕</p> <p>ホ 一括清算の約定をした基本契約書に基づき行われている取引（金融商品取引業者等が当該基本契約書に基づき金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の九の措置に係る非清算店頭デリバティブ取引を行っている場合に限り、イからニまでに掲げる取引を除く。）</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十二項の規定の適用については、同項中「一兆千億円」とあるのは、施行日から平成二十九年八月三十一日までの間は「四百二十兆円」と、同年九月一日から平成三十年八月三十一日までの間は「三百十五兆円」と、同年九月一日から平成三十一年八月三十一日までの間は「二百十兆円」と、同年九月一日から平成三十二年八月三十一日までの間は「百五兆円」とする。</p> <p>（証拠金の預託等に係る経過措置）</p> <p>第三条 当分の間、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第一項第二十一号の八中、相手方に貸付又は預託（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金とあるのは、「相手方に貸付若しくは預託又はこれらに類する方法による差入（以下この号及び次号において「預託等」という。）をする証拠金」とする。</p>	<p style="text-align: center;">省 令</p>
---	--	--

○厚生労働省令第十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第四項及び第八十二条の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月十八日

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 根本 匠

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により提出されている書類は、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第十七号

医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和六十六年法律第百四十五号)第四十四条第二項及び第六十七条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年六月十八日)

厚生労働大臣 根本 匠

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

別表第三(第二百四条関係)

劇 薬

(略)

有機薬品及びその製剤

一〇六の十六

六の十七 (十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン(別名ブデソニド)及びその製剤。ただし、一個中(十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン〕として三・一八八mg以下を含有する吸入剤、一カプセル中(十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン〕として三mg以下を含有するもの及び一個中(十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン〕として四八mg以下を含有する注腸剤を除く。

七〇四十七の四 (略)

四十七の五 N―(五)―〔三・五〕ジフルオロフェニル―メチル―一H―インダゾール―三―イル)―一四―(四)―メチルピペラジン―一―イル)―二―(オキササン―四―イル)ア

ミノ)―ベンズアミド(別名エヌトレクチニブ)及びその製剤

四十七の六〇四十七の十五 (略)

四十八〇五十一の十 (略)

五十一の十一 一―ジメチル―三―(アルファ―シクロペンチル)マンデリルオキシピロリジニウムプロミド(別名グリコピロニウム臭化物)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (3) (略)

(4) 一噴霧中一―ジメチル―三―(アルファ―シクロペンチル)マンデリルオキシピロリジニウムプロミドとして九μg以下を含有する吸入剤

改 正 前

別表第三(第二百四条関係)

劇 薬

(略)

有機薬品及びその製剤

一〇六の十六

六の十七 (十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン(別名ブデソニド)及びその製剤。ただし、一個中(十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン〕として三・二四mg以下を含有する吸入剤、一カプセル中(十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン〕として三mg以下を含有するもの及び一個中(十)―〔RS〕―一六アルファ・一七アルファ―ブチリデンジオキシ―一ベータ・二―ジヒドロキシ―一四―プレグナジエン―三・二〇―ジオン〕として四八mg以下を含有する注腸剤を除く。

七〇四十七の四 (略)

(新設)

四十七の五〇四十七の十四 (略)

四十八〇五十一の十 (略)

五十一の十一 一―ジメチル―三―(アルファ―シクロペンチル)マンデリルオキシピロリジニウムプロミド(別名グリコピロニウム臭化物)及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (3) (略)

(新設)